明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　借上型仮設住宅

(1)　借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2)　借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3)　借上型仮設住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ　［略］

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。

ニ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二　［略］

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二　［略］

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	［略］	［略］	［略］	［略］	五万二千九百円	［略］

［号の細分を加える。］

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けた一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ　［同上］

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百十円以内とすること。

ニ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に三日分以内を現物により支給することができること。

二　［同上］

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二　［同上］

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	五万三千円	［同上］